

十日町市 通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

平成27年7月
(令和3年9月改定)

十日町市通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「十日町市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように小中学校の通学路の交通安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進会議の設置

児童生徒を交通事故から守るため、以下のメンバーにより組織され、相互の連絡と協力を図り、通学路の交通安全対策を着実に推進することを目的として、「通学路交通安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で策定しました。

この会議において、通学路の交通安全確保に関する情報を共有するとともに、対策の検討、進捗状況の確認などを行います。

【市】 ・市立学校校長会 ・PTA連合会 ・十日町地区交通安全協会

・総務部防災安全課

・各支所（川西・中里・松代・松之山）

・建設部建設課（庶務）

・教育委員会教育総務課（庶務）

・教育委員会学校教育課（庶務）

【県】 ・十日町警察署 ・十日町地域振興局地域整備部

【国】 ・国土交通省長岡国道事務所（必要時にオブザーバーとして参加）

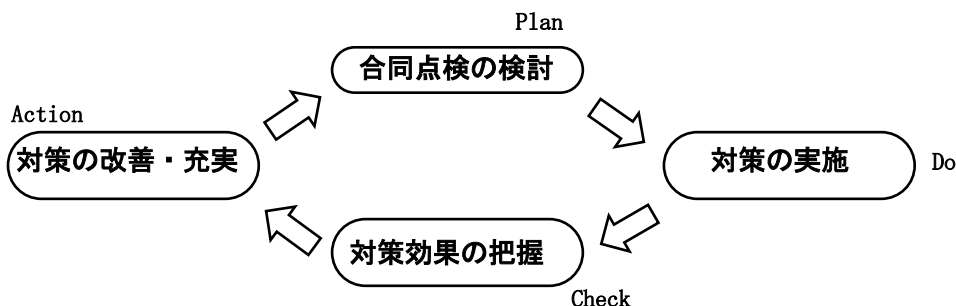
3. 取組方針

（１） 基本的な考え方

継続的に通学路の交通安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の交通安全性の向上を図っていきます。

〔通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) Plan : 合同点検の実施

① 危険箇所のリストアップ

- ・各小中学校では、毎年春に通学路の点検をPTA等と連携して実施します。冬季間の危険箇所については、降雪期に学校ごとに実情に応じて実施します。終了後に結果を学校教育課に報告します。
- ・道路管理者では、日常のパトロール・地域要望等から対策が必要な危険箇所を学校教育課に報告します。
- ・警察では、日常のパトロール・事故多発箇所等から対策が必要な危険箇所を学校教育課に報告します。
- ・市防災安全課では、地域要望等から対策が必要な危険箇所を学校教育課に報告します。
- ・その他の推進会議メンバーにおいても、対策が必要な危険箇所がある場合には学校教育課に報告します。
- ・学校教育課は報告を受けたものをリストアップします。(合同点検必要箇所)

② 各事業主体による現地確認と対策の検討

- ・要望箇所一覧を基に各事業主体が現地確認と対策内容の検討を行います。

③ 合同点検

- ・合同点検必要箇所のリストを基に、推進会議にて合同点検を実施します。
必要に応じて合同の現地確認も行います。
- ・ただし、緊急を要するものは、合同点検を行わずに随時対策を行います。
- ・対策必要箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策及び交通安全教育や防犯パトロールなどのソフト対策など具体的な実施メニューについて検討します。

ハード対策の例	ソフト対策の例
ア 道路・歩道の整備・改良 (道路管理者)	A 通学路の見直し (教育委員会・学校)
イ 防護柵の設置 (道路管理者)	B 児童生徒への安全教育 (警察・交通安全協会・市防災安全課等)
ウ 標識・道路標示の設置 (警察)	C 交通取り締まり (警察)
エ 法定外表示・看板の設置 (警察・道路管理者等)	D 交通安全啓発 (警察・交通安全協会・市防災安全課等)
オ カーブミラーの設置 (市防災安全課)	E PTA・地域・学校等による街頭指導 (PTA・交通安全協会・学校等)
カ 横断歩道の設置 (警察)	F 所有者・管理者への改善依頼 (警察・道路管理者等)
キ 信号機の設置 (警察)	G 防犯パトロール (警察・PTA・学校等)
ク 水路・側溝の有蓋化・改良 (道路管理者)	H 冬期間の通学路空間の確保 (道路管理者)
ケ 道路照明の設置 (道路管理者)	I その他
コ 防犯灯の設置 (市防災安全課)	
サ 冬期間の通学路空間の確保 (道路管理者)	
シ その他	

(3) Do : 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。ハード対策については完了目標を設定し、進捗管理を行います。

○ハード対策完了目標の設定目安

- ① 短期 (1 年未満) ② 中期 (1 年～3 年) ③ 長期 (3 年以上)

(4) Check : 対策効果の把握

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、効果が上がっているのか等の確認を行います。

○地域・学校・児童生徒へのアンケート・ヒアリングの実施

○対策に応じた効果の検証方法

例) 車両と歩行者の離隔の測定、交通事故発生状況の確認

(5) Action : 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。
- ・ 学校は、校長会や教頭会を通じて、また PTA は、市 PTA 連合会の会議等を通じて、対策内容の改善・充実について、要望等を推進会議に伝えていきます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校区単位で「対策一覧表」及び「対策箇所図」を建設課が作成し、公表します。

5. その他（庶務の事務分担）

- ・ 推進会議の案内及び各学校での安全点検の指示と取りまとめは学校教育課が行います。
- ・ 推進会議の日程調整と事前準備（資料作成）は教育総務課が行います。
- ・ 対策一覧表及び対策箇所図の作成やHPへの掲載については建設課が行います。

6. 年間スケジュール

- | | | |
|---------|--------------------------|----------|
| ・ 4 月 | : 各学校における安全点検（春季） | （学校・PTA） |
| ・ 5～6 月 | : 各学校から対策必要危険箇所の報告・集約 | （学校教育課） |
| ・ 7 月 | : 合同点検必要箇所リストアップ | （学校教育課） |
| ・ 8 月 | : 日程調整・事前準備（資料作成） | （教育総務課） |
| ・ 8～9 月 | : 現地確認、対策の検討 | （各事業主体） |
| ・ 9 月 | : 通学路交通安全推進会議による合同点検 | （学校教育課） |
| ・ 10 月 | : 対策一覧表及び対策箇所図の作成やHPへの掲載 | （建設課） |
| | 対策内容の学校への周知 | （学校教育課） |
| ・ 1～2 月 | : 各学校における安全点検（冬季） | （学校・PTA） |
| ・ 通年 | : 対策の実施 | （各事業主体） |